

財政健全化プラン緊急対策

令和6年10月
南丹市

目次

はじめに	1
------	---

1 歳出の見直し

(1) 公共施設の見直し	2
(2) 補助金等の見直し	4
(3) 事務事業の見直し	6
(4) 工事の見直し	8
(5) 人件費の削減、会計年度任用職員の見直し	8
(6) 内部管理事務と行政サービス提供体制の見直し	8
(7) 市債の適正管理	9
(8) 公営企業会計、特別会計繰出金の見直し	9

2 歳入の確保

(1) 使用料、手数料の見直し	10
(2) ふるさと納税の歳入確保	10
(3) 市有財産の活用	10
(4) その他の歳入の確保	11

はじめに

本市は、基金（貯金）を取崩して、収支の均衡を図る厳しい財政状況が続いており、令和5年10月に「南丹市財政健全化プラン」を策定し、令和6年度から令和9年度までの4カ年を期間として7項目の取り組みを進めてきました。

これは、取り組みの時期は違っても、どの自治体もいずれ必ず直面することとなる人口減少や少子高齢化など社会構造の大きな変化を踏まえたうえで、財政運営を将来にわたり持続可能なものとしていくために進めるものです。

そのため、長年の慣行や常識にとらわれることなく、仕事のやり方や事務事業等を見直すとともに新たな財源の確保にも積極的に取り組むなど、あらゆる手段を講じていくことで収支改善を図り、基金に頼らない健全な財政運営を目指します。

具体的には、令和7年度は、財政健全化プランにおける2カ年の「集中健全化期間」の最終年度に位置づけられており、今後、賃金の上昇や物価高騰などの歳出の増加等が見込まれるため、「歳出の見直し」8項目と「歳入の確保」4項目を取り組みの柱とし緊急かつ具体的な取り組みを進めていきます。

1 歳出の見直し

(1) 公共施設の見直し

- ・ 南丹市公共施設等総合管理計画及び南丹市公共施設再配置計画に基づき、下記の公共施設を見直しの対象とし、「廃止」「統合（集約）」や「譲渡」を進める。
- ・ 機能ごとに分散して設置されている施設については、複数の施設を集約し、効率的な施設運営を図る。
- ・ 施設集約により空室となった施設で、耐震基準を満たす施設については、団体等への譲渡や貸付など効果的な活用を図る。

① すぐに見直しに取りかかる施設（短期）

No	施設名	見直しの方向性	所管課
1	日吉はーとびあ	用途廃止 (機能集約)	総務課
2	日吉産業振興会館	廃止	地域振興課
3	日吉興風プール	休止	スポーツ推進課
4	八木スポーツフォアオール	廃止して譲渡	スポーツ推進課
5	日吉広野球技場	廃止して譲渡	スポーツ推進課
6	日吉五ヶ荘野球場	廃止して譲渡	スポーツ推進課
7	園部小山西町老人会館	廃止	人権政策課
8	園部半田文化センター	廃止	人権政策課
9	園部埴生文化センター	廃止して譲渡	人権政策課
10	美山福泉館	廃止	人権政策課
11	八木老人いこいの家	廃止	人権政策課
12	園部女性の館	用途変更	人権政策課
13	日吉森林総合利用施設	廃止して譲渡	農山村振興課
14	日吉山の家	廃止して譲渡	商工観光課
15	美山郷土資料館	廃止して譲渡	商工観光課
16	美山かやぶき美術館	廃止して譲渡	商工観光課
17	美山茅収納庫	廃止して譲渡	商工観光課
18	美山文化ホール（ホール）	休止	社会教育課
19	日吉生涯学習センター	支所機能を統合	社会教育課

② 見直しに取りかかる施設（長期）

No	施設名	所管課
1	八木東地区自治振興会館	地域振興課
2	八木南地区自治振興会館	地域振興課
3	八木北地区自治振興会館	地域振興課
4	八木青少年センター	地域振興課
5	日吉殿田活力倍増センター	地域振興課
6	美山知井地域拠点施設	地域振興課
7	大野地域総合サービスセンター	地域振興課
8	園部仁江文化センター	人権政策課
9	美山高齢者コミュニティセンター	高齢福祉課
10	日吉上胡麻農村公園	農業推進課
11	知ノ浦作業所	農業推進課
12	日吉畑郷市民農園	農業推進課
13	氷所教会堂	農業推進課
14	八木農村環境公園（氷室の郷）	農業推進課
15	農村田園文化コミュニティセンター	農業推進課
16	日吉林業センター	農山村振興課
17	美山地域活性化総合交流施設（ふらっと）	商工観光課
18	美山民族資料館	商工観光課
19	美山茅葺保存センター	商工観光課
20	美山北宿泊施設（またべ）	商工観光課
21	美山北体験実習館	商工観光課
22	美山北加工・販売施設	商工観光課
23	美山芦生山の家	商工観光課
24	美山都市農村交流活性化施設（百日紅）	商工観光課
25	美山平屋生産物直売施設	商工観光課
26	日吉町郷土資料館	社会教育課

(2) 補助金等の見直し

- ・ 財政健全化プランの計画年度においては、補助金等は、各年度の当初予算額を上限とし、特別な事情（災害等）を除き、補正予算での増額は、行わない。
- ・ 補助金は、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、必要性や効果を常に点検し、費用対効果が低下した補助金は、見直しを行う。

補助金

No.	補助金名	見直し内容 (変更点)	所管課
1	公衆防犯灯LED化補助金	令和6年度当初予算ベースの10%減とし、以降はそれ以下とする。	総務課
2	デジタルお助け隊活動応援事業補助金	地域でのスマホ教室等は、総務省のデジタル活用支援推進事業を活用して実施する方法に見直す。	情報課
3	定時制教育振興会補助金	令和7年度をもって廃止する。	地域振興課
4	美山サイクルロード実行委員会補助金	令和6年度をもって廃止する。	スポーツ推進課
5	共同作業所等通所交通費助成金	月ごとの交通費支払い額に対して、補助率1/2以内に見直す。（上限額設定は無し）	社会福祉課
6	敬老事業運営補助金	高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めるための「高齢者地域交流支援補助金」へ見直す。 補助率：総事業費の2/3以内 補助上限の算定：75歳以上人数×1,500円を上限	高齢福祉課
7	がんばる農業応援事業補助金	令和6年度当初予算ベースの10%減とし、以降はそれ以下とする。	農業推進課
8	パイプハウス整備事業補助金	令和6年度当初予算ベースの10%減とし、以降はそれ以下とする。	農業推進課
9	農業経営収入保険加入促進事業補助金	令和8年度をもって廃止する。	農業推進課
10	有害鳥獣防除施設設置事業補助金	鳥獣撃退器購入補助金を廃止する。	農山村振興課
11	販路開拓支援事業補助金	令和6年度当初予算ベースの10%減とし、以降はそれ以下とする。	商工観光課
12	サテライトオフィス誘致事業者等支援補助金	補助上限額を現行制度の1/2とし、令和6年度当初予算ベースの10%減とする。以降はそれ以下とする。	商工観光課

No.	補助金名	見直し内容 (変更点)	所管課
13	森林サービス産業基盤強化事業補助金	補助上限額を現行制度の1/2とし、令和6年度当初予算ベースの10%減とする。以降はそれ以下とする。	商工観光課
14	小規模企業支援事業補助金	令和6年度当初予算ベースの10%減とし、以降はそれ以下とする。	商工観光課
15	保育所入所児通所費補助金	令和6年度をもって廃止する。	幼児教育・保育推進課

負担金

No.	負担金名	見直す内容 (変更点)	所管課
1	おためし地方暮らし推進事業負担金	令和6年度をもって終了する。	地域振興課

団体負担金

No.	負担金名	見直す内容 (変更点)	所管課
-	団体等のすべての負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的根拠、他団体や上部団体と関係性から必要と認めるもののみ予算化する。 ・ 協議会等負担金は、業務に対する必要性を考慮のうえ、必要最低限にする。 	全所属

交付金

No.	交付金名	見直す内容 (変更点)	所管課
1	小学校跡施設まちづくり活動支援交付金	今後の小学校跡施設の利活用の見直しにより縮小・廃止を検討する。	総務課

(3) 事務事業の見直し

- ・ すべての事務事業について、事業の目的と成果、事業水準の精査、受益者負担などの観点から、毎年度の予算編成においても徹底した見直しを行う。
- ・ 毎年、多額の不用額が生じていることから、予算編成において、前年度不用額の1/2以上を削減した予算要求を上限として、編成の過程で判断する。
- ・ 毎年、多額の繰越事業が生じていることから、予算編成において、継続的な事業の繰越予算額の1/2以上を削減した予算要求を上限として、編成の過程で判断する。

No.	事業名	見直し内容 (変更点)	所管課
1	日吉支所管理費	日吉生涯学習センターへの移転を前提とし、施設管理費等を見直す。	総務課
2	小学校跡施設管理費	今後の小学校跡施設の利活用の見直しにより縮小・廃止を検討する。	総務課
3	市民協働推進事業	市民協働推進事業のうち、まちづくり協働員事業を令和6年度をもって終了する。	地域振興課
4	小学校跡施設管理費	令和7・8年度については、必要な施設で0円指定管理を行う。ただし運営費を補助し、修繕費は市が負担する。	地域振興課
5	小さな拠点づくり事業	令和7年度をもって、行政からの資金面の支援を終了する。	地域振興課
6	なんたん中間支援センター運営事業	市有施設への移転を進める。	地域振興課
7	Uターン者住宅購入等支援事業	新規申請者の交付額を10%削減する。以降3年継続する交付額についても10%削減する。	地域振興課
8	生活路線バス等運行事業	一部市営バス及び路線バスのデマンドバス化を行い、事業費を削減する。	地域振興課
9	団体育成事業	少年スポーツ活動各種大会等出場補助金交付要綱を廃止する。	スポーツ推進課
10	福祉医療費支給事業	南丹市独自制度について、市民税非課税世帯のみを対象として見直す。	社会福祉課
11	重度心身障害老人健康管理事業	南丹市独自制度について、市民税非課税世帯のみを対象として見直す。	社会福祉課
12	福祉タクシー等事業	福祉タクシー等利用券を、腎臓機能障がい又は年間最大20,000円⇒12,000円、腎臓機能障がい以外は年間最大10,000円⇒6,000円に見直す。	社会福祉課

No.	事業名	見直し内容 (変更点)	所管課
13	外出支援サービス事業	利用料金の値上げを検討する。	高齢福祉課
14	観光協会事業	協会の一元化により事務局体制などを共同化し、合理化する。	商工観光課
15	会計管理費	京都銀行の派出業務を半日にする。	会計課

(4) 工事の見直し

- ・ ハード事業について、都市基盤整備など将来の税源に結び付く事業や老朽化等により安全性が確保できない施設やインフラの整備・改修など市民の安心安全の確保に資する事業への重点化を図り、総事業の縮減を行う。
- ・ 財政健全化プランの4年間で多くの事業計画があるが、道路新設改良事業、都市計画街路事業、河川維持事業など一定の事業については、事業計画期間を令和10年以降に延長するなど事業期間、事業規模の平準化を行う。

(5) 人件費の削減、会計年度任用職員の見直し

- ・ 会計年度任用職員の任用時間数に上限を設ける。
- ・ 会計年度任用職員の任用者数を現行よりも減らす。
- ・ 長年の慣行の見直し、働き方改革により生産性を高め、時間外勤務を縮減する。

(6) 内部管理事務と行政サービス提供体制の見直し

- ・ ペーパーレス、キャッシュレスやシステムの標準化、新技術の活用などを推進し、市民の利便性と行政事務の効率化を高め、時間外勤務手当や出張旅費、消耗品などの経費を縮減する。
- ・ 余計な申請、確認、協議等を見直し、迅速かつ丁寧なサービス提供に転換する。
- ・ 検討手法のひとつとして、庁内における様々な課題の解決を目的とした若手職員を中心とした会議（※1）を発足し、会議の中で意見や改善策を吸い上げたものを市長へ提言し、実現に向けて進める。

※1 会議名：「南丹市creative-lab ～新たな化学反応を～」

- ・ プロジェクトチームは熱意ある若手職員で構成。（現在7名）
- ・ 4回の検討会を実施し、別途必要に応じて小部会を随時実施する。
- ・ 国の「経営・財務マネジメント強化事業」のアドバイザーから助言等をいただく。

(7) 市債の適正管理

① 借金の返済額（元金）以下の有利な市債の活用

- ・ 「返した以上に借り入れない」を大原則として適正な市債管理に努める。

※1 令和7年度は、合併特例債の発行期限のため、借入額が増える見込み。

- ・ 合併特例債、過疎債、緊急防災・減災事業債などの有利な市債を発行する。

② 借金の返済期間を最大30年まで延伸

- ・ 減価償却の期間を考慮して、返済期間を15年、20年、最大30年まで延長する。
- ・ 期間延長に伴う利子の増加額と年度ごとの借金の返済額とのバランスをとって公債費を平準化する。

③ 借金返済、又は繰上償還の財源として減債基金を積立

- ・ 合併特例債の返済に備えて、減債基金は、前年度繰越金の一部を財源に合併特例債の残高の30%（市負担）の1/2程度まで積立てる。
- ・ 減債基金は、借金の返済、又は返済期間を延伸した市債などの繰上償還の財源として活用する。

(8) 公営企業会計、特別会計の繰出金の見直し

① 下水道事業会計

- ・ 制度改正により拡充された資本費平準化債を活用することで、一定の資金確保の目的が立ったため、基準外繰出しの削減を図るため算定方法等について見直しを行う。
- ・ 繰出金の算定方法等については、おおむね5年を周期に見直しを行い、協議する。

② 国民健康保険事業（事業勘定）、介護保険事業、後期高齢者医療事業の特別会計

- ・ それぞれの特別会計の一般会計からの繰出金は、市負担分（ルール分）と人件費分の繰出しとなっており、見直しは難しいが、今後の各特別会計の運営状況を見ながら、引き続き見直せるものがないか検討する。

2 歳入の確保

(1) 使用料、手数料の見直し

- ・ 公共施設などの行政サービスの利用者に適正な負担を求めするために、受益者の応分負担のあり方等、料金算定方法を明確にし、わかりやすく示したうえで、使用料等の見直しを行う。
- ・ 減免制度の適正化について、公共施設などの行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する。
- ・ 各公共施設の利用状況や維持管理経費、それを賄う使用料などを見ながら、引き続き見直しについて検討する。

(2) ふるさと納税の歳入確保

- ・ ふるさと納税の戦略的な展開等により、今年度は3億円以上を目指し、人員を増員し財源の創出に積極的に取り組み、歳入確保の方策を推進する。

(3) 市有財産の活用

- ・ 未利用地や未利用施設等、利活用の対象となる市有財産については、その現状を適切に把握したうえで有効活用を図る。
- ・ 一定の期間、事業が見込まれない施設や施設集約等により空室となった施設については、民間活力を前提とした利活用を検討し、貸付、目的外使用許可等を行うなど有効活用する。
- ・ 利用計画がない施設等は、速やかな処分に向け計画的に手続きを進める。

(4) その他の歳入の確保

① 法人市民税（均等割）の超過課税の実施

- ・ 超過税率（標準税率の1.2倍 制限税率）を設定し、市税収入の増を図る。
 - ※1 京都府下市町村では、南丹市など3団体以外のすべてが超過税率を設定
 - ※2 超過税率相当分（0.2）は、基準財政収入額に算定されず、純粋な市の収入

② 整理統合による新たな基金の造成と債券運用の実施

- ・ 長年にわたり効果的な運用ができていない基金を整理統合し、（仮称）南丹市人口減少対策基金を果実運用型で造成する。
- ・ 基金の現金は、その全額を長期と短期の債券運用の対象とし、国債などのほか債務履行の確実性が高いと判断される一般担保付債権を購入し、基金運用収入の大幅な増を図る。

③ ネーミングライツの導入

- ・ 博物館やスポーツ施設などを対象に募集し、収入を確保する。

④ 行政視察の有料化

- ・ 他団体議員の行政視察について、費用を徴収し、収入を確保する。